

(1) 地域クラブ活動に係る現状について

①国の動向

- 令和7年 5月 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめを公表
- 令和7年6月～「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」における議論
- 令和7年12月 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定

部活動改革の経緯・取組

◆「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間**を「**改革推進期間**」と位置付け
- ・ **まずは、休日**における地域の環境整備を着実に進める。地域の実情に応じて可能な限り**早期の実現**を目指す



地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 (モデル事業)			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算額 (スポーツ・文化)	11億円	27億円	45億円
市区町村数	スポーツ: 339市区町村 文化: 95市区町村	スポーツ: 510市区町村 文化: 161市区町村	スポーツ: 670市区町村 文化: 251市区町村

※予算額は補正を含む。



◆「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」(令和6年8月～)

- ・ 「**改革推進期間**」終了後(令和8年度以降)の改革の方向性や総合的な方策を検討
- ・ 令和6年12月に中間とりまとめ、**令和7年5月16日に最終とりまとめ**

◆部活動改革に関する新たなガイドラインの策定(令和7年12月 文部科学省)

◆ **新たな補助制度の創設**
(令和7年度補正予算: 82億円、令和8年度予算案: 57億円 計139億円)

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要①（令和7年12月）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - （1）基本的方針
 - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - （3）留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - （1）趣旨
 - （2）想定される認定の効果
 - （3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - （1）地方公共団体における体制整備
 - （2）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - （3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - （4）関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - （1）運営団体・実施主体の整備等
 - （2）指導者の確保・育成
 - （3）活動場所の確保
 - （4）活動場所への移動手段の確保
 - （5）生徒の安全・安心の確保
 - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - （1）学校部活動に関する方針の策定等
 - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - （1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - （2）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - （3）競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - （1）大会等への参加の引率
 - （2）大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

① 国の動向

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

改革の
理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出**

【中間評価】

改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期）	令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）
取組方針	<p>休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 （中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）</p> <p>平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）</p> <p>※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</p>		
認定制度	<p>競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築</p> <p>【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等</p> <p>【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携</p>		
地域展開の円滑な推進に当たった対応	<p>推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等</p> <p>各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理</p> <p>ニーズ反映・参画促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）</p>		
部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ● 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ● 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 		
大会等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ● 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等） 		
関連制度	<p>従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む） 教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど</p>		

① 国の動向

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



- ※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したもののみならず
- ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

②真庭市の動き

○実証事業の報告について

運営団体	種目	区域	指導者	登録者数	出身中学校内訳	開始日 活動回数
真庭スポーツ振興財団	バレーボール	①湯原・勝山・久世 ②落合・北房 ③蒜山	12名	①12名 ②15名 ③18名	①落合1(男)、久世1、勝山10 ②北房6、落合9 ③蒜山18	①8/9～ 9回 ②8/9～ 10回 ③8/9～ 10回
	卓球	①北房 ②落合・久世・勝山・湯原 ③蒜山	15名	①9名 ②8名 ③10名	①北房9 ②久世4、勝山4 ③蒜山10	①8/2～ 15回 ②8/9～ 7回 ③8/2～ 14回
	ソフトテニス	①北房・落合 ②久世・勝山・湯原・蒜山	18名	①25名 ②23名	①落合25 ②久世2、勝山18、蒜山3	①9/14～ 8回 ②8/30～ 6回
	ハンドボール	市内全域	7名	10名	落合10	7/27～ 13回
	陸上競技	市内全域	11名	18名	久世18	7/26～ 14回
	サッカー	①蒜山・湯原・勝山・久世 ②落合・北房		①28名 ②30名	①久世16、勝山2、蒜山10 ②北房2、落合28	①9/27～ 8回 ②9/13～ 5回
	バドミントン	市内全域	8名	35名	落合13、久世18、湯原3、津山1	7/26～ 15回
	剣道 ※剣道連盟と連携	北房・落合・久世・勝山 ※スポ少加入条件				9/13～ 4回 ※第2土曜：合同
field of dreams 真庭	軟式野球	市内全域	10名	50名	北房9、落合14、久世5、勝山9、 湯原1、蒜山11	8/2～ 19回
	バスケットボール	市内全域	4名	24名	久世15、勝山8、湯原1	7/5～ 15回
真庭エスパス文化 振興財団	吹奏楽	市内全域	5名	38名	北房13、落合10、久世13、勝山2	10/11～ 6回

先進地視察の報告について

視察先：新潟県村上市

日 程：令和7年11月5日～6日

視察者：（4名）

市スポーツ・文化振興課 大倉課長補佐、杉村課長補佐
教育委員会 学校教育課 妹尾主査
地域クラブ活動総括コーディネーター 松下 氏

対応者：未来の学校創造室 部活動地域展開総括コーディネーター、
NPO法人希楽々 理事、スポーツ庁地域スポーツクラブ
活動アドバイザー 渡邊 優子 氏
NPO法人希楽々代表理事 島田 英宏 氏

②真庭市の動き

村上市の概要

○人口 52,841人（面積1,174 km²）

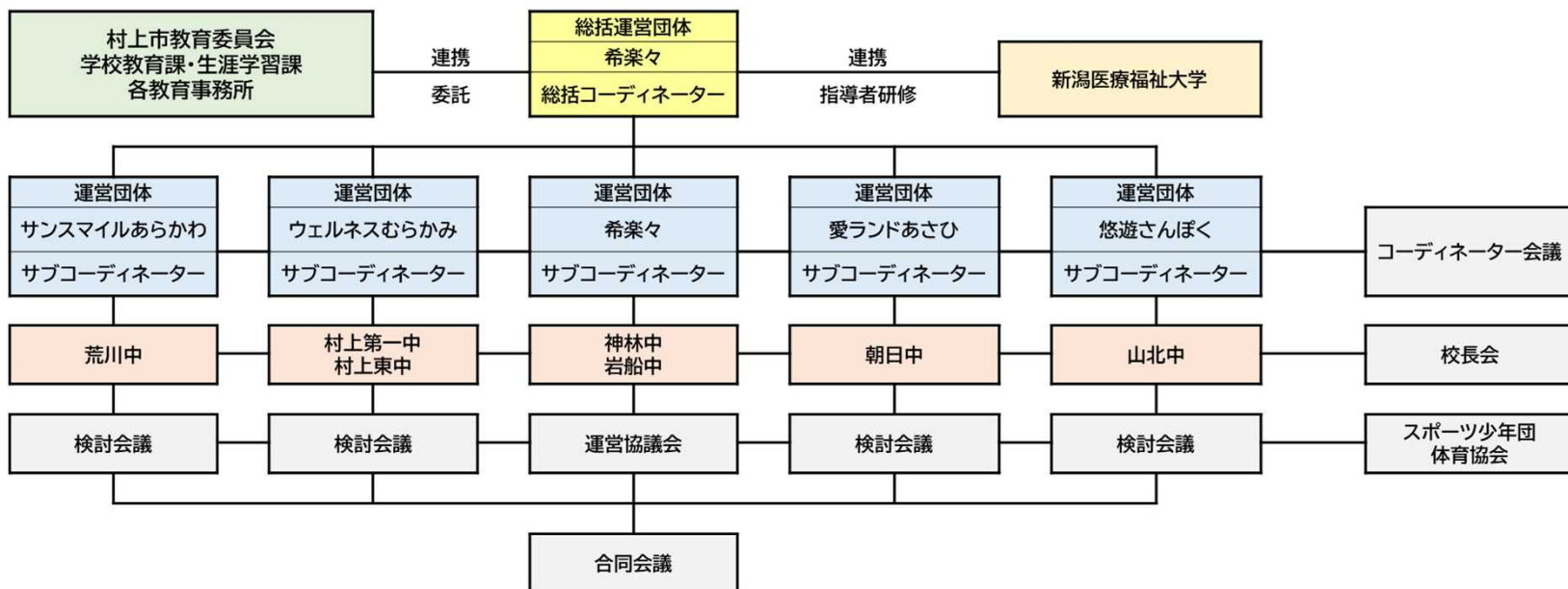
○小学校 13校・中学校 7校、中等教育学校 1校

クラブの体制・仕組み

受け皿	総合型地域スポーツクラブ 希楽々、サンスマイルあらかわ、ウェルネスむらかみ、愛ランドあさひ 悠遊さんぽく 旧町の区域に1団体ずつ
総括運営 団体	希楽々（きらら）
クラブ数	25
会費等	1,000円～3,000円程度
その他	<ul style="list-style-type: none">・村上市では現在「融合型部活動」と称し、学校部活動と地域クラブ活動（総合型スポーツクラブ）が連携して指導・令和8年度には平日、休日すべての地域展開を終え、学校部活動が完全になくなる計画・移動手段は保護者送迎・村上市独自の指導者ライセンスを設けており、大学と連携し18プログラムの中から年8回実施している研修会に参加することで取得できる。（JSPOの公認資格にも対応）・今後、目指していくのは「多世代空間」・兼職兼業の教員や、様々な団体の指導者がいることによるコンフリクト（指導観のちがひ）が起きているが、指導方針や理念等を共有して方向性が揃うよう努めている。

②真庭市の動き

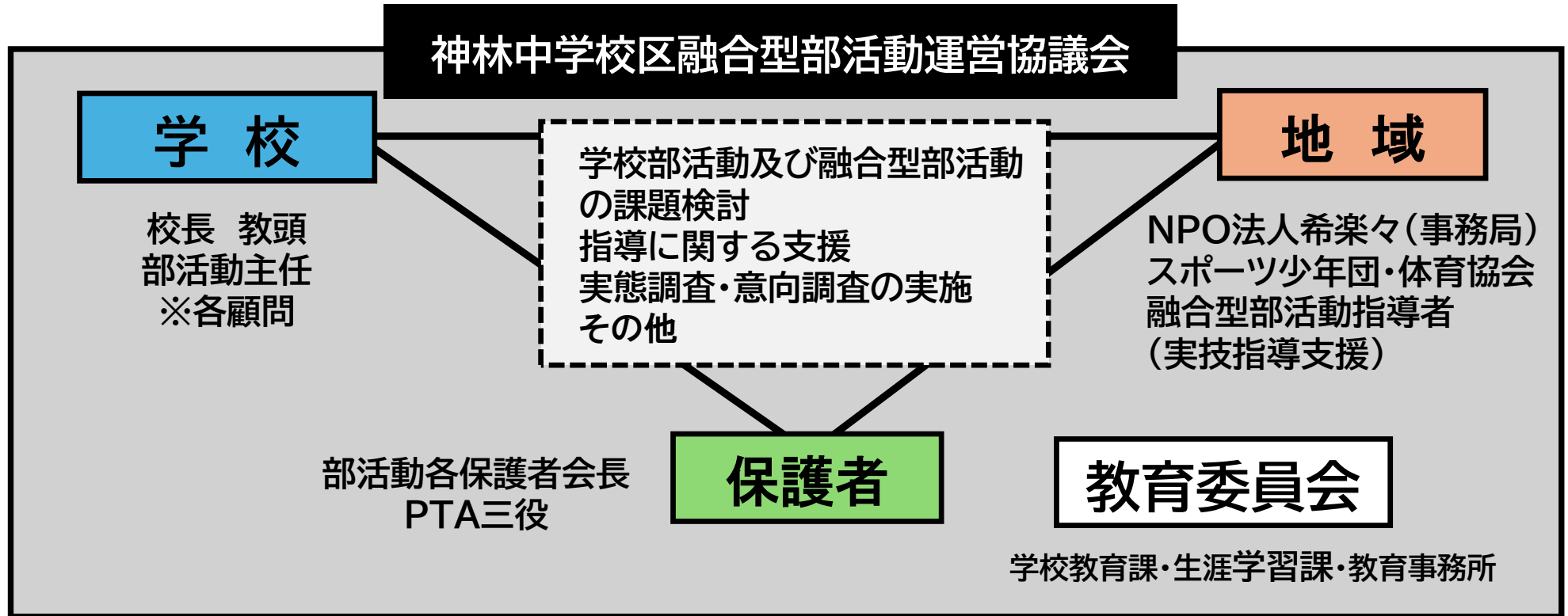
村上市の 推進体制



運営団体の 役割・業務

公益性があり、ガバナンスを確立	法人格、諸規定の整備運用
財務管理(会計管理、予算決算、税務処理)	法人会計の実務能力、公表・公開、監査謝金の源泉徴収・納付
複数エリアで複数種目の総括	コーディネート力が必要
運営方針、方法の決定	教育委員会との緊密な連携、多様な意見の反映できる仕組み
広報活動、参加者募集、会費の収受	適切なSNS運用、web申込や会費収受のしくみづくり
活動日程調整、場所の確保、参加者への連絡	施設利用調整、連絡方法、緊急時対応
指導者の選定任用、研修実施、報酬支払	適切な指導者確保、ハラスメント防止研修
関係団体間の連絡調整、コーディネート	多様な関係主体との連携(平日昼間)
トラブル対応(保護者・参加者・指導者…)	公平公正な対処力

②真庭市の動き



バスケットボールクラブ「Hangout」



②真庭市の動き

融合型部活動一覧

No.	種目名	チーム名	運営団体	活動日	指導者数(兼職兼業)	参加者数	参加費(月)
1	バスケットボール	Hangout	(N)希楽々	月・水・土	8(1)	45	3,000円
2		村上RED HAWKS (男子)	(N)ウェルネスむらかみ	火・水・金・土	1	20	2,000円
3		村上Lachs BC (女子)		月・土	2	14	1,000円
4		荒川ジュニアクラブU15	(N)サンスマイルあらかわ	火・金・土	3	21	1,500円
5		Asahi Max'sU15 (男子)	(N)愛ランドあさひ	月・火・木・金・土	4	13	3,000円
6		JC Palette (女子)		月・木・土	3	10	1,500円
7		山北BBC	(N)悠遊さんぼく	水・金・土	4(2)	18	1,000円
8	バレーボール	challengers村上MVC(女子)	(N)希楽々	月・水・木・土	2(1)	16	3,000円
9		challengers村上MVC(男子)	(N)希楽々	火・木・土	2(1)	7	1,500円
10		ARAKAWA.VC	(N)サンスマイルあらかわ	木・土	2	14	500円
11		Asahi sunraise VC	(N)愛ランドあさひ	火・土	3	10	1,000円
12		NEXUS村上 VC	(N)ウェルネスむらかみ	火・木・金・土	3	21	2,000円
13	ソフトテニス	きらら村上	(N)希楽々	月・水・木・土	5(2)	21	3,000円
14	軟式野球	NEXUS	(N)希楽々	月・金・土	4(1)	9	3,000円
15		朝日ベースボールクラブ	(N)愛ランドあさひ	金・土	3(1)	13	1,000円
16		村上東BC	(N)ウェルネスむらかみ	土	2(2)	12	500円
17	卓球	神林TTC	(N)希楽々	火・土	5(2)	14	1,000円
18		荒川TTC	(N)サンスマイルあらかわ	火・木・金・土	3	15	2,000円
19		卓球クラブ	(N)悠遊さんぼく	月・火・木・土	6	4	2,000円
20	柔道	村上市柔道教室	(N)ウェルネスむらかみ	木・土	4	6	1,000円
21	剣道	剣道教室	(N)サンスマイルあらかわ	月・木・土	2		1,500円
22	サッカー	村上Lachs FC	(N)ウェルネスむらかみ	火・木・金・日	5	28	3,000円
23	陸上	村上アドバンスアスレチッククラブ MaAC	(N)希楽々	土	18(1)	14	2,000円
24	バドミントン	Nexus村上	(N)ウェルネスむらかみ	水・土	3(1)	26	1,000円
25		サンスマイルBC	(N)サンスマイルあらかわ	木・土	8	22	1,000円